⑵　入札説明書の交付
①　交付期間　令和６年４月26日から令和６年５月20日の午前９時から午後５時まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）。
②　交付方法　入札説明書の交付は電子入札システムにより行う。書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を下記③の交付場所へ申し込むこと。入札説明書の交付は無料である。
③　交付場所　〒602―8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町　近畿農政局農村振興部設計課技術審査第１係　電話075―451―9161　内線2519
⑶　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　申請書は令和６年４月26日から令和６年５月20日までの期間とし、確認資料は令和６年６月18日から令和６年６月20日までの期間（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。
②　提出方法　申請書及び確認資料は電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得て持参又は郵送する場合は４⑵③の交付場所へ提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。
⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
①　提出方法　書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）により行うものとする。
②　提出期間　令和６年７月10日から令和６年７月30日までの期間（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。
③　提出場所　４⑴に同じ。
⑸　入札書の受領期限、場所及び提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得た場合は紙入札方式により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
①　電子入札システムの場合　令和６年６月18日から令和６年６月20日（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。
②　紙入札方式により持参する場合及び郵送による場合　受領期限は上記①と同じ。提出先は４⑴と同じとする。
⑹　開札の日時及び場所　令和６年７月31日午後１時30分　近畿農政局入札室
５　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行京都支店）ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行京都支店）又は金融機関の保証（取扱官庁　近畿農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４号に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額、利付国債の総額、金融機関の保証に係る保証金額及び保険会社との入札保証保険に係る保険金額は、見積金額の100分の５以上とする。
②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行京都支店）ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行京都支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁近畿農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　配置予定の技術者の確認　落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」（ＣＯＲＩＮＳ）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者又は監理技術者の変更は認められない。また、落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。
⑸　手続における交渉の有無　無。
⑹　契約書作成の要否　要。
⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑻　関連情報を入手するための照会窓口　４⑵③に同じ。
⑼　一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　２⑵に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者であっても、４⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の確認を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑽　低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の３以上とする。また、低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の２以内とする。
⑾　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。入札参加者が提出期限までに追加資料を提出しない場合、ヒアリングに応じないなど調査に協力しない場合及び追加資料の記載内容が適切でない場合（未記載、未定を含む。）は、その者の入札を無効とすることがある。
⑿　電子入札について
①　電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとする。ただし、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更できるものとする。
②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
⒀　契約後ＶＥ提案
①　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案（以下「ＶＥ提案」という。）することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。
②　ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
③　発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。
⒁　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注者事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規定（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規定第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。
（不当な働きかけ）
①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
②　指名競争入札において自らを指名すること又は他社を指名しないことの依頼
③　自らが受注すること又は他社に受注させないことの依頼
④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取